

軽自動車税にかかる税制改正のお知らせ

鶴田町町税条例の一部改正について、次のとおりお知らせいたします。

■軽自動車税の環境性能割の創設

消費税率 10%への引き上げ時（令和元年 10 月 1 日）から軽自動車税に「環境性能割」が創設され、現行の軽自動車税は「種別割」に名称が変更となり、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」の 2 つの構成となります。

○環境性能割

新車、中古車を問わず取得したとき、車両の通常の取得価格が 50 万円を超える場合に課税されます。

この環境性能割は町税となりますが、軽自動車を取得したときに、販売店などを通じて都道府県に納めていただくことになり、納税の手続きはこれまでの自動車取得税と同様となります。

なお、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した軽自動車（自家用）の環境性能割については、1%分が軽減される特別措置が講じられます（税率②）。

環境性能割の税率

区 分		税率①（※3）		税率②（※4）	
		自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車、天然ガス軽自動車（※1）		非課税	非課税	非課税	非課税
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★（※2）かつ 乗用：令和 2 年度燃費基準 + 10%達成 貨物：平成 27 年度燃費基準 + 20%達成	非課税	非課税	非課税	非課税
	★★★★（※2）かつ 乗用：令和 2 年度燃費基準達成 貨物：平成 27 年度燃費基準 + 15%達成	1.0%	0.5%	非課税	0.5%
	★★★★（※2）かつ 乗用：平成 27 年度燃費基準 + 10%達成 貨物：	2.0%	1.0%	1.0%	1.0%
上記以外の車		2.0%	2.0%	1.0%	2.0%

※1 「天然ガス軽自動車」は、平成 30 年排出ガス規制適合または平成 21 年排出ガス規制から NOx10% 低減達成

※2 「★★★★」は、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成

※3 「税率①」は、令和 2 年 10 月 1 日以降取得

※4 「税率②」は、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得



2019年10月1日、 消費税・地方消費税の 税率は10%*へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。

税率引上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。

引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

政府広報 消費税

検索

事業者の皆様！ 仕入税額控除の方式が 変わります！

2019年10月1日から消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。全ての事業者の方に関係があります。レジ導入などに対する補助金もあります。



詳しくはこちら

軽減税率 国税庁

検索

